

# ふれあい坂田池公園野球場ネーミングライツ募集要項

## 1 目的

ふれあい坂田池公園野球場（以下「野球場」という。）は、平成6年に開設し、以来、山武郡内の小中学校の大会が開催されるなど、郡内を代表する野球場であり、令和4年5月にリニューアルオープンしました。

横芝光町のスポーツ文化の拠点として、将来にわたって効果的で持続可能な施設運営を図るため、法人に公共施設の命名権を付与することで、当該野球場と企業とがお互いの知名度を向上させ、また、愛称の定着により魅力ある親しみやすい野球場となることで、施設利用の活性化を図るとともに、企業イメージの向上を図ります。

## 2 募集施設の概要

- (1) 名 称 ふれあい坂田池公園野球場
- (2) 所 在 横芝光町坂田池1番地1 ふれあい坂田池公園内



- (3) 規 模 15,900㎡

(4) 施設内容 内野 クレー（黒土混合土）

外野 張芝

本塁センター間 1 2 0 m

本塁両翼間 9 5 m

(5) 収容人員 約 1, 2 0 0 人

(6) 年間利用者数 6, 9 0 5 人（令和元年度実績）

※なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休場が多く、また令和3年度は野球場の改修工事を行っていたため、利用人数を掲載していません。

令和元年度大会実績

- ・ 春季高等学校野球大会第6地区予選
- ・ 山武郡市中学校春季野球大会、秋季野球大会
- ・ エアーフロント杯（低学年）
- ・ 全日本少年軟式野球大会山武郡市予選
- ・ 町軟式野球連盟春季大会、夏季大会
- ・ 町軟式野球連盟シニア大会
- ・ 山武郡市中学校総合体育大会（野球の部）
- ・ 千葉県中学校総合体育大会（野球の部）
- ・ 千葉県町村職員野球大会
- ・ 山武郡市民体育大会ソフトボールの部
- ・ 秋季高等学校野球大会第6地区予選
- ・ J A 中央ろうきん旗山武郡市予選大会

- ・千葉県スポーツ少年団軟式野球交流大会（中学生の部）
- ・東部地区高等学校野球大会
- ・チャリティー野球大会
- ・東日本選抜中学生野球選手権大会
- ・東金商業杯

令和4年度大会予定・実績 ※参考

- ・千葉県スポーツ少年団軟式野球交流大会（小学生の部）
- ・町軟式野球連盟春季大会、夏季大会
- ・町軟式野球連盟シニア大会
- ・高松宮賜杯全日本軟式野球千葉県大会
- ・ヴィーナスリーグ（関東女子硬式野球）
- ・山武郡市中学校総合体育大会（野球の部）
- ・山武郡市民体育大会ソフトボールの部
- ・千葉県少年野球大会（千葉日報旗大会）
- ・小中学校体育連盟山武郡市中学校秋季大会
- ・千葉県スポーツ少年団軟式野球交流大会（中学生の部）
- ・チャリティー野球大会
- ・東部地区高等学校野球大会
- ・横芝光町少年野球大会
- ・スポーツ少年団県大会町予選

### 3 ネーミングライツについて

- (1) 法人に対し、野球場の「愛称」（社名または商品名・ブランド名

等を含む名称)を命名する権利を付与します。

愛称の要件は、ふれあい坂田池公園野球場ネーミングライツ事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3条に規定するものとし、野球場をイメージできるものとしてください。

※あくまでも愛称であり、施設の正式名称はふれあい坂田池公園野球場(以下「野球場」という。)となります。ただし、横芝光町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は対外的に愛称を積極的に使用します。各種大会等を通して愛称の普及、定着を促し、町広報紙等でPRツールとして愛称を使用します。

(2) 施設内に愛称表示看板の掲示を許可します。具体的な掲示場所は、別途協議するものとします。

(3) ネーミングライツ期間

3年以上10年以下とします。契約の始期は教育委員会との協議により決定します。

(4) 命名権料

最低価格 年額 100万円(消費税及び地方消費税含む)

4 費用負担

(1) 命名権者

命名権料のほか、以下の費用を負担していただきます。

①施設内外の愛称表示看板の新設(既設看板の表示変更を含む)

・看板の新規設置は、施設等管理者の許可が必要となります。また、千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)を遵守する

ものとしします。

・施設内のすべての看板を変更するものではありません。命名権者の意向に沿ったものとしします。ただし、教育委員会との協議により、道路等にある案内表示板を変更していただくことがあります。

②看板設置後の維持管理費用

③契約期間満了に伴う看板の原状回復

## (2) 横芝光町

①町の印刷物やパンフレットへの掲載

・既存の印刷物等の在庫はそのまま使用します。

・印刷物等への表記の方法や作成については町に一任するものとしします。

②町公式ホームページの表示変更

・システム改修が不要な範囲内での表示変更とします。

## 5 応募資格

募集の目的に賛同する法人であること。ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は応募できません。

(1) 横芝光町広告掲載に関する要綱(平成27年横芝光町告示第2号。

以下「要綱」という。)第3条第2項に該当する場合

(2) 国税、地方税に未納がある場合

(3) その他、ネーミングライツ応募法人として相応しくないと教育委員会が認めた場合

## 6 募集

(1) 条件

- ① 契約期間内であっても、実施要綱第 12 条第 1 項に該当する事案が発生した場合、命名権を取り消すことがあります。
- ② 愛称については知的財産権その他第三者の有する権利を侵害するものは使用できません。
- ③ 応募する愛称が、町民や利用者の混乱を招く恐れや、施設使用上支障となる恐れがある場合は、その名称について変更を求めることがあります。
- ④ 契約期間内の愛称変更はできません。
- ⑤ ネーミングライツ事業は愛称の付与を目的としたものであり、施設の所有権、運営方針、経営等に影響を与えるものではありません。
- ⑥ 命名権を他者に譲渡・貸与することはできません。
- ⑦ 相性が定着するまでは、混乱を避けるため、既存施設名を併記することがあります。(愛称の使用開始から概ね 1 年間)

(2) 募集期間

随時募集中

受付時間 午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 5 時

ただし、持参の場合には、月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

(3) 応募方法

ふれあい坂田池公園野球場ネーミングライツ事業申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて横芝光町教育委員会社会文化課へ

持参または郵送にて提出してください。

① 事業概要書（第2号様式）

② 定款、寄附行為その他これらに類する書類

③ 法人の登記事項証明書

④ 最新の事業計画書

⑤ 直近の事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

⑥ 直近の国税及び地方税に係る納税証明書

⑦ その他必要に応じて提出していただくものもあります

#### (4) 留意事項

① 申込みに係る必要な経費（郵送費等）は応募者の負担とします。

② 提出書類は返却しません。また必要に応じて複写を行います。

③ 提出書類はネーミングライツ事業の採用の可否の審査目的以外には使用しません。

④ 応募の時点で、この募集要項の全ての記載事項に同意したものとみなします。

## 7 決定

(1) 教育委員会は、申込書類の提出を受けたときは、実施要綱第9条に基づきネーミングライツ事業に係る採用の可否を決定します。

(2) ネーミングライツ事業の採用の可否は、すべての応募者に通知し、契約相手方については町公式ホームページ等で公表します。ただし、応募状況及び提案内容等は公表しないものとします。

## 8 知的財産権

### (1) 知的財産権の帰属

愛称に関する知的財産権は、命名権者に帰属するものとしませんが、町及びイベント主催者等の施設利用者が無償で使用することを認めるものとしします。

### (2) 商標

付与する愛称については、申込みを行う前に商標登録など、他者の権利を侵害していないことを確認してください。

### (3) 紛争の解決

本件愛称に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、命名権者が自己の責任と費用において解決するものとし、教育委員会は一切の責任を負わないものとしします。

## 9 その他

実施要綱及び本募集要項に定めのない事項は、教育委員会と命名権者が別途協議するものとしします。

## 10 申込み・問い合わせ先

〒289-1727 山武郡横芝光町宮川 11907 番地 2

横芝光町教育委員会社会文化課

電話 0479-84-1358 FAX 0479-84-2877

メール shakaibunka@town.yokoshibahikari.chiba.jp